

令和3年度

定期監査(後期)結果報告書

令和4年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、
令和 3 年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のと
おり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	井下田	栄 一

目 次

I	監査の種類及び目的	1
---	-----------	---

II 行政機関・学校等

第1 監査の概要

1	監査の対象	1
2	監査の日程	1
3	監査の実施内容	1
4	監査の主な着眼点	1
5	監査の方法	2

第2 監査の結果

1	今回の監査において「各施設で広く見られたリスク」とした事項	2
2	前回の監査において改善を要望した事項の改善状況	3

第3	まとめ	4
----	-----	---

III 工事

第1 監査の概要

1	監査の対象	5
2	監査の日程	5
3	監査の実施内容	5
4	監査の主な着眼点	5
5	監査の方法	6

第2	監査の結果	6
----	-------	---

第3	まとめ	6
----	-----	---

別 表

別表1	行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目	7
-----	--------------------------	---

別表2	行政機関・学校等への事務局職員による書面監査日程	7
-----	--------------------------	---

別表3	工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)	8
-----	--------------------------------	---

別表4	監査対象工事(令和2年度に契約変更を行った工事)	9
-----	--------------------------	---

資 料

関係法規	10
------	----

I 監査の種類及び目的

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査である。

新宿区監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第 16 条に準拠し、作成したものである。

II 行政機関・学校等

第 1 監査の概要

1 監査の対象

弁天町・高田馬場第二・百人町の各保育園、柏木・おちごなかい・大木戸の各子ども園、高田馬場第二・薬王寺の各児童館、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸山・戸塚第二・落合第二・落合第五・柏木の各小学校、牛込第三・落合・西新宿・新宿の各中学校、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸塚第二の各幼稚園

2 監査の日程

令和 3 年 9 月 8 日（水）から令和 4 年 1 月 27 日（木）まで

3 監査の実施内容

令和 3 年度予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況の法令への適合性、正確性、効率性、合理性について、監査を実施した。

また、監査の継続性と内部統制機能強化の観点から、前回（平成 30 年度）の監査で改善を求めた事項の改善状況について、各施設からの報告に基づき確認した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 収入及び支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。

がされていなかったもの、仕様書の記載が不十分なものなどを含めると、監査対象施設の6割で支出負担行為手続に不備が見られた。

支出負担行為は予算執行の第一段階であり、区の債務が確定するものであるから、この段階で法令又は予算に基づく債務の負担であるか等の十分な確認が必要である。また、見積書は金額等の算定根拠となるため、その徴取や取扱いにあたっては、適正な事務処理を行うよう努められたい。

(2) 随意契約における競争性の確保について

随意契約における競争性の確保についても、昨年度、「各施設で広く見られたリスク」とした事項である。

物品の購入において、複数の施設でごく短期間に同種の随意契約を別々に締結していた事例があり、いずれも単数見積により契約を締結していたが、合算すると、複数の見積書を徴取し見積競争を行うべき金額であった。また、見積競争により購入が可能な物品を、特定の者でなければ納入することのできない物品として特命随意契約で購入していた事例も見られ、監査対象施設の3割で、随意契約における競争性の確保の面について課題が見られた。

随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外であり、この規定の適用にあたっては、公平性、経済性、透明性の確保に留意し、安易に随意契約とすることのないよう、契約事務規則に基づく適正な事務処理に努められたい。また、物品の購入においては、やむを得ないものを除き計画的かつ効率的に行われたい。

2 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

前回（平成30年度）の監査で改善を要望した事項の改善状況について、監査対象施設からの報告を確認したところ、8割以上が改善されていた。

第3 まとめ

総括意見 「内部統制機能強化によるリスク管理の徹底について」

定期監査（後期）の対象は、子ども家庭部及び教育委員会事務局が所管する保育園や学校などの施設である。

監査委員による監査は、各部局の内部統制の強化を図るため、平成30年度から、施設を総合的に統括する各部局の所管課長に対して質疑を行っている。

今回の監査では、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払の時期を超えたものはなく、「支払の遅れ」など改善した項目もある一方で、各施設で広く見られたリスクとした「支出負担行為手続の誤り」「随意契約における競争性の確保」については、昨年度も改善を要望した項目である。こうした「契約事務」については、毎年度繰り返し改善を要望しているが、依然としてリスクが見られる状況にある。

定期監査（後期）の対象施設は、本庁職場に比べて少人数で、事務処理件数も少ないため、知識や技術の継承が課題であることは昨年度も指摘した。

各部局において、内部統制を強化する取組として、マニュアルの作成や研修の実施、日常的な支援などを行っていることは評価しているが、繰り返し同様の事例が見られる状況をみるとまだ十分とは言えず、粘り強く継続的な支援が必要である。少人数職場を多く抱える所管課においては、良い取組事例があれば情報共有するなど、管理監督者の創意工夫のもと、さらなる能力向上に向けて取り組まれることを期待する。

今回の監査結果については、監査対象施設だけではなくすべての部署で共有し、リスクを分析することによって同様の事例が起こらないようにするとともに、引き続きチェック機能などの内部統制の強化やリスク管理の徹底に取り組み、より一層適正な事務処理の執行に努められたい。

26.
 26.
 6.
 1268
 6
 17 98
 8
 11

0 %

0 %
 0 %
 \$
 5

1 b

18
 132
 03
 10
 1
 18
 8
 13
 1
 8
 2
 4

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実施月日	質問項目
12月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務について ・支払事務について ・服務について ・内部統制に関する取組の現状と課題について

※質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による書面監査日程

	実施月日	施設名	
I 期	11月1日(月)	弁天町保育園 高田馬場第二保育園 高田馬場第二児童館	市谷小学校・幼稚園
	11月8日(月)		鶴巻小学校・幼稚園 四谷第六小学校・幼稚園 牛込第三中学校 落合中学校
II 期	11月9日(火)	百人町保育園 柏木子ども園 おちごなかかい子ども園	花園小学校・幼稚園
	11月15日(月)		戸山小学校 戸塚第二小学校・幼稚園 西新宿中学校
III 期	11月16日(火)	大木戸子ども園 薬王寺児童館	落合第二小学校
	11月22日(月)		落合第五小学校 柏木小学校 新宿中学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)

実施月日	実施内容及び監査対象工事	
9月30日(木) 10月1日(金) 10月4日(月)	事務局職員による監査対象工事8件の概要聴取	
10月18日(月)	所管課による工事概要説明及び監査委員による質問	
10月21日(木)	実 地	※ 新宿区四谷特別出張所等区民施設特定天井等改修その他工事 (総務部施設課) 契約金額 436,480,000 円
		※ 新宿区四谷特別出張所等区民施設特定天井等改修その他に伴う電気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 136,378,000 円
		※ 新宿区四谷特別出張所等区民施設昇降機設備改修工事 (総務部施設課) 契約金額 265,430,000 円
		※ おとめ山公園急傾斜地安全化対策工事 (みどり土木部みどり公園課) 契約金額 23,072,500 円
10月21日(木) 10月22日(金) 10月26日(火)	監 査	新宿区立防災センター外壁改修その他工事 (総務部施設課) 契約金額 115,830,000 円
		新宿区立落合第六小学校外壁改修及び普通教室設置その他工事 (総務部施設課) 契約金額 143,330,000 円
		新宿区立大久保スポーツプラザ庭球場照明設備改修工事 (総務部施設課) 契約金額 23,100,000 円
		遮熱性舗装工事(その2) (みどり土木部道路課) 契約金額 67,008,700 円

※ 監査委員による実地監査

(注) 契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 監査対象工事(令和2年度に契約変更を行った工事)

件名	変更内容
新宿区立早稲田小学校擁壁改修その他工事 (総務部施設課)	工期の変更 契約金額の変更(増額) 変更前 123,200,000 円 変更後 129,371,000 円
新宿区落合第一特別出張所等区民施設屋上防水改修 その他工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 44,770,000 円 変更後 45,082,400 円
新宿区立新宿西口地下第1公衆便所改修工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 61,419,600 円 変更後 61,811,200 円
新宿区立女神湖高原学園区民宿泊棟等屋根改修 その他工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 67,320,000 円 変更後 70,397,800 円
新宿区立女神湖高原学園冷暖房設備等改修工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 69,190,000 円 変更後 69,967,700 円
新宿区立落合第二小学校外壁改修その他電気設備工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 19,677,900 円 変更後 19,702,100 円
新宿区柏木特別出張所等区民施設2階3階空調換気 設備改修その他工事 (総務部施設課)	契約金額の変更(増額) 変更前 169,983,000 円 変更後 177,749,000 円
職安通り交差点改良に伴う土質改良工事 (みどり土木部道路課)	工期の変更(契約金額の変更なし) 契約金額 9,020,000 円
道路改良工事(小滝橋通り第Ⅱ期) (みどり土木部道路課)	契約金額の変更(減額) 変更前 76,527,000 円 変更後 74,877,000 円
新宿中央公園(眺望のもり等)整備工事 (みどり土木部みどり公園課)	契約金額の変更(減額) 変更前 177,100,000 円 変更後 176,055,000 円
新宿区立落合中央公園庭球場等改修工事 (みどり土木部みどり公園課)	契約金額の変更(増額) 変更前 78,100,000 円 変更後 88,035,200 円
若葉地区地区内主要道路1号整備工事 (都市計画部防災都市づくり課)	工事仕様等の変更(契約金額の変更なし) 契約金額 19,411,700 円

※契約金額変更の主な事由

施工段階の現場調査の結果に伴う仕様変更

※工事仕様等変更(契約金額の変更なし)の主な事由

施工段階の現場状況による仕様の見直しや数量の精査等

資料 関係法規

新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）から抜粋

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

第 39 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（見積書の徴取）

第 40 条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1 人から見積書を徴する方法（単数見積）によることができる。

- (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
- (2) 工事又は製造（印刷を含む。）の請負契約（前号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 30 万円未満のもの
- (3) 前号以外の契約（第 1 号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 10 万円未満のもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）から抜粋

（支払の時期）

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期（※対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

印刷物作成番号
2021-4-5101

令和3年度

定期監査(後期)結果報告書

令和4年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1

電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)

FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により390部印刷製本しています。その経費として、1部当たり132円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。